○財　務　省

四二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三　39　三九

四三―四六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九

四七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　五

四八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　五

四九　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　44　一一　五

五〇　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　44　一二　五

五一　国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件及び国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七条第一項に規定する財務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　一〇　三

五二　旧軍関係債権の納付期限を延期し、又は分割して納付させる場合の利息の率を定める件の一部を改正する件　一〇　三

五三　政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件　一〇　三

五四　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第一項第五号に基づき、同号の財務大臣が定めるものを定める告示　一〇　三

五五―六二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　46　一

六三―六五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　46　八

六六　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する件　二六　二

六七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　二

六八　公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二七　二

六九　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　二七　61　三

七〇　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　二七　61　三

七一　健康保険印紙の形式の一部を改正する件　三〇　63　三〇七

七二　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三一　三

七三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三一　65　二八

七四　特定受益国等、特恵関税の便益を与えない物品等及び特別特恵受益国を告示する件　三一　65　三一

七五　所得税法第九条第一項第十四号に規定する金品を指定する件の一部を改正する件　三一　特37　六六五

七六　所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　三一　特37　六六六

七七　所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件の一部を改正する件　三一　特37　六六六

七八　消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　三一　特37　六六六

七九　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件　三一　特37　六六六

八〇　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を指定する件　三一　特37　六六六

八一　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件　三一　特37　六六六

八二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　三一　特37　六六六